

(下線部が変更箇所)

変 更 案	現 行
(必要な表示事項) 第1条 マーガリン類の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に掲げる事項は、第1号に掲げる方法に従い、第2号に掲げる様式により表示するものとする。 (1) 方法 ア 名称 (ア) マーガリンにあつては「マーガリン」と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示すること。 (イ) ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」(風味原料を加えたものにあつては「風味ファットスプレッド」)と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し、糖類又は<u>蜂蜜</u>を加えたものにあつては、<u>名称の次に</u>括弧を付して「加糖」と表示すること。 イ 油脂含有率 ファットスプレッドにあつては、パーセントの単位で、単位を明記して油脂含有率を表示すること。 ウ 原材料名 使用した原材料を、<u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に</u>定めるところにより表示すること。 <u>(ア) 食用油脂にあつては、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等その最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「植物油」、「植物脂」、「植物油脂」又は「食用植物油脂」と、牛脂等の食用動物油脂にあつては「動物油」、「動物脂」、「動物油脂」又は「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては</u>	(必要な表示事項) 第1条 マーガリン類の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に掲げる事項は、第1号に掲げる方法に従い、第2号に掲げる様式により表示するものとする。 (1) 方法 ア 名称 (ア) (略) (イ) ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」(風味原料を加えたものにあつては「風味ファットスプレッド」)と表示すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と表示し、糖類又は<u>はちみつ</u>を加えたものにあつては、<u>名称に次に</u>括弧を付して「加糖」と表示すること。 イ (略) ウ 原材料名 <u>(ア) 使用した原材料を、次の a から c までの区分により、それぞれ a から c までに</u>定めるところにより表示すること。 <u>a 食用油脂にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあつては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあつては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあつては「食用精製加</u>

変 更 案	現 行
<u>「加工油」、「加工脂」、「加工油脂」又は「食用精製加工油脂」と表示することができる。</u> <u>(イ) 使用した食用油脂が２種類以上の場合については、「食用油脂」、「食用植物油脂」等原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示すること。</u> <u>(ウ) 食用油脂以外の原材料にあつては、次に定めるところにより表示すること。</u> <u>a 「バター」、「バターオイル」、「クリーム」、「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等その最も一般的な名称をもって表示すること。</u> <u>b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「高果糖液糖」等その最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖にあつては「ぶどう糖」と、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</u> <u>c 使用した砂糖類が２種類以上の場合、</u> <u>「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、その砂糖類に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、砂糖及</u>	<u>工油脂」と表示することができる。</u> <u>(新設)</u> <u>b 食用油脂及び食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより表示すること。</u> <u>(a) 「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。ただし、からしその他の香辛料にあつては、「香辛料」と表示することができる。</u> <u>(b) 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と表示すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</u> <u>(c) 使用した砂糖類が２種類以上の場合</u> <u>は、(b)に規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、</u> <u>「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示し、砂</u>

変 更 案	現 行
<u>び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</u>	<u>糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。</u>
<u>(削除)</u>	<u>c 食品添加物にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。) 第 1 条第 2 項第 5 号及び第 4 項、第 11 条並びに第 12 条の規定に基づき表示すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、表示基準府令第 1 条第 2 項第 5 号括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に表示すること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(イ) アレルギー物質を含む食品に関する表示をする場合は、表示基準府令第 1 条第 2 項第 6 号、第 7 号、第 10 号及び第 13 条並びに食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（平成 13 年 3 月 15 日食発第 79 号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）の規定に基づき表示すること。</u>
<u>エ 添加物</u> <u>使用した添加物については、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 3 条第 1 項の表の添加物の項の下欄に規定する事項を、その添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示すること。</u> <u>オ 原料原産地名</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

変 更 案	現 行
<u>輸入品以外のマーガリン類にあっては、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地について、原材料名に対応させて、国産品にあっては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）こと。ただし、国産品にあっては、「国内製造」に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。</u> <u>カ</u> 内容量 計量法（平成4年法律第51号）に基づき、内容量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示すること。 <u>キ</u> 賞味期限 次に定めるところにより表示すること。 (ア) 製造から賞味期限までの期間が<u>3か月以内</u>のものにあっては、次の例のいずれかにより表示すること。 a <u>令和8</u>年4月1日 b <u>8</u>. 4. 1 c 20<u>26</u>. 4. 1 d <u>26</u>. 4. 1 (イ) 製造から賞味期限までの期間が<u>3か月</u>を超えるものにあっては、<u>(ア)又は次の例</u>に定めるところにより表示すること。 <u>(削除)</u> a <u>令和8</u>年4月 b <u>8</u>. 4	<u>エ</u> (略) <u>オ</u> 賞味期限 次に定めるところにより表示すること。 (ア) 製造から賞味期限までの期間が<u>3月以内</u>のものにあっては、次の例のいずれかにより表示すること。<u>ただし、b、c又はdの場合であって、「.</u>」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目を「0」と表示すること。 a <u>平成12</u>年4月1日 b <u>12</u>. 4. 1 c 20<u>00</u>. 4. 1 d <u>00</u>. 4. 1 (イ) 製造から賞味期限までの期間が<u>3月</u>を超えるものにあっては、<u>次</u>に定めるところにより表示すること。 <u>a 次の例のいずれかにより表示すること。ただし、(b)、(c)又は(d)の場合であって、「.</u>」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目を「0」と表示すること。 <u>(a) 平成12</u>年4月 <u>(b) 12</u>. 4

変 更 案	現 行
c 20<u>26</u>. 4 d <u>26</u>. 4 <u>(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、(ア)又は(イ)のそれぞれの b、c 又は d の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が 1 桁の場合は、2 桁目に「0」を付して表示すること。</u> <u>ク 保存の方法</u> 製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存する<u>こと以外にその保存方法に関し留意すべき事項がない場合は、省略することができる。</u> <u>ケ 原産国名</u> 輸入品にあつては、「原産国〇〇」、「〇〇製」又は「〇〇産」（「〇〇」は国名）と原産国名を表示すること。 <u>コ 事業者の氏名又は名称及び住所</u> <u>表示内容に責任を有する者（以下「表示責任者」という。）の氏名又は名称及び住所を表示すること。表示内容に責任を有する者が製造業者である場合は「製造者」、販売業者である場合には「販売者」、加工業者である場合には「加工者」、輸入業者である場合には「輸入者」と表示し、氏名又は名称及び住所を表示すること。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>(c) 2000. 4</u> <u>(d) 00. 4</u> <u>b a の規定にかかわらず、(ア)に定めるところにより表示することができる。</u> <u>カ 保存方法</u> 製品の特性に従つて、「10℃以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存する<u>ものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</u> <u>キ 原産国名</u> 輸入品にあつては、「原産国〇〇」、「〇〇製」又は「〇〇産」（「〇〇」は国名）と原産国名を表示すること。 <u>ク 事業者の氏名又は名称及び住所</u> <u>次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。</u> <u>(ア) 製造業者の場合</u> <u>「製造者」の文字、製造業者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）及び製造所所在地。ただし、住所（法人にあつては、原則として本社所在地。以下同じ。）及び製造業者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下同じ。）を表示することをもって、製造所所在地の表示に代えることができる。</u> <u>(イ) 販売業者の場合</u>

変 更 案	現 行
<u>(削除)</u> <u>サ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</u> <u>次により表示すること。</u> <u>(ア) 表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示</u> <u>に近接して製造所又は加工所所在地（輸入品</u> <u>にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び</u> <u>製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品に</u> <u>あつては輸入業者の氏名又は名称）を表示す</u> <u>る。</u> <u>(イ) (ア)の規定にかかわらず、表示責任者の住所</u> <u>又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工</u> <u>所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営</u> <u>業所の所在地）又は製造者若しくは加工者の</u> <u>氏名若しくは名称（輸入品にあつては輸入業</u> <u>者の氏名又は名称）と同一である場合は、製</u> <u>造所若しくは加工所の所在地又は製造者若し</u> <u>くは加工者の氏名若しくは名称を省略するこ</u> <u>とができる。</u> <u>(ウ) (ア)の規定にかかわらず、原則として同一製</u> <u>品を２以上の製造所で製造している場合にあ</u> <u>つては、製造者の住所及び氏名又は名称並び</u> <u>に製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固</u> <u>有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名</u> <u>若しくは片仮名又はこれらの組合せによるも</u> <u>のに限る。以下同じ。）又は販売者の住所、氏</u> <u>名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で</u> <u>消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号</u> <u>（以下「製造所固有記号」という。）の表示を</u>	<u>「販売者」の文字、販売業者の氏名及び住</u> <u>所並びに製造業者の氏名及び製造所所在地。</u> <u>ただし、販売業者の氏名及び住所の次に、製</u> <u>造業者及び販売業者が連名で消費者庁長官に</u> <u>届け出た製造業者の製造所固有の記号を表示</u> <u>することをもって、製造業者の氏名及び製造</u> <u>所所在地の表示に代えることができる。</u> <u>(ウ) 輸入業者の場合（輸入品に限る。）</u> <u>「輸入者」の文字、輸入業者の氏名及び住</u> <u>所。</u> <u>(新設)</u>

変 更 案	現 行																																														
<u>もって、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</u> <u>a 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</u> <u>b 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）</u> <u>c 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号</u> <u>シ 栄養成分の量及び熱量</u> <u>食品表示基準第 3 条第 1 項の表の栄養成分の量及び熱量の項の規定に従い表示する。</u> (2) 様式 <u>食品表示基準第 8 条の規定に従い、前号のアからサまでの事項にあつては、様式 1 により、シの事項にあつては様式 2 により、表示すること。</u> <u>様式 1</u> <table border="1" data-bbox="236 1375 624 1888"> <tr><td>名</td><td>称</td></tr> <tr><td>油 脂 含 有 率</td><td></td></tr> <tr><td>原 材 料 名</td><td></td></tr> <tr><td><u>添 加 物</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>原料原産地名</u></td><td></td></tr> <tr><td>内 容 量</td><td></td></tr> <tr><td>賞 味 期 限</td><td></td></tr> <tr><td>保 存 方 法</td><td></td></tr> <tr><td><u>原 産 国 名</u></td><td></td></tr> <tr><td>製 造 者</td><td></td></tr> </table> <u>(削除)</u>	名	称	油 脂 含 有 率		原 材 料 名		<u>添 加 物</u>		<u>原料原産地名</u>		内 容 量		賞 味 期 限		保 存 方 法		<u>原 産 国 名</u>		製 造 者		<u>(新設)</u> (2) 様式 <u>J A S 法に基づく加工食品品質表示基準(平成 12 年農林水産省告示第 513 号。以下「加工食品品質表示基準」という。)の別記様式に基づき、次の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。</u> <u>ア 表示を行う者が製造業者である場合</u> <table border="1" data-bbox="938 1375 1326 1888"> <tr><td>名</td><td>称</td></tr> <tr><td>油 脂 含 有 率</td><td></td></tr> <tr><td>原 材 料 名</td><td></td></tr> <tr><td><u>(新設)</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>(新設)</u></td><td></td></tr> <tr><td>内 容 量</td><td></td></tr> <tr><td>賞 味 期 限</td><td></td></tr> <tr><td>保 存 方 法</td><td></td></tr> <tr><td><u>(新設)</u></td><td></td></tr> <tr><td>製 造 者</td><td></td></tr> </table> <u>イ 表示を行う者が販売業者である場合</u> <table border="1" data-bbox="938 1939 1326 2089"> <tr><td><u>名</u></td><td><u>称</u></td></tr> <tr><td><u>油 脂 含 有 率</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>原 材 料 名</u></td><td></td></tr> </table>	名	称	油 脂 含 有 率		原 材 料 名		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		内 容 量		賞 味 期 限		保 存 方 法		<u>(新設)</u>		製 造 者		<u>名</u>	<u>称</u>	<u>油 脂 含 有 率</u>		<u>原 材 料 名</u>	
名	称																																														
油 脂 含 有 率																																															
原 材 料 名																																															
<u>添 加 物</u>																																															
<u>原料原産地名</u>																																															
内 容 量																																															
賞 味 期 限																																															
保 存 方 法																																															
<u>原 産 国 名</u>																																															
製 造 者																																															
名	称																																														
油 脂 含 有 率																																															
原 材 料 名																																															
<u>(新設)</u>																																															
<u>(新設)</u>																																															
内 容 量																																															
賞 味 期 限																																															
保 存 方 法																																															
<u>(新設)</u>																																															
製 造 者																																															
<u>名</u>	<u>称</u>																																														
<u>油 脂 含 有 率</u>																																															
<u>原 材 料 名</u>																																															

変 更 案	現 行
<u>(削除)</u> <u>(備考)</u> <u>1</u> 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 <u>2</u> 表示に用いる文字は、<u>日本産業規格 Z 8305 (1962) (以下「JISZ8305」という。)</u>に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの<u>文字とする</u>。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、<u>JISZ8305</u>に規定する <u>5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字</u>とすることができる。 <u>3</u> <u>この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と表示することができる。</u> <u>4</u> マーガリンにあつては、この様式中「油脂含有率」を省略<u>する</u>。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>5</u> <u>添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。</u> <u>6</u> <u>原料原産地名については、事項欄を設けずに、対</u>	内 容 量 賞 味 期 限 保 存 方 法 原 産 国 名 販 売 者 <u>ウ</u> <u>表示を行う者が輸入業者である場合</u> 名 称 油 脂 含 有 率 原 材 料 名 内 容 量 賞 味 期 限 保 存 方 法 原 産 国 名 輸 入 者 <u>(上記ア～ウの備考)</u> <u>(ア)</u> 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色と<u>すること</u>。 <u>(イ)</u> 表示に用いる文字は、<u>日本工業規格 Z 8305 (1962)</u>に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの<u>統一のとれた活字とすること</u>。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、<u>日本工業規格 Z 8305 (1962)</u>に規定する <u>5.5 ポイントから 7.5 ポイントまでの大きさの活字</u>とすることができる。 <u>(新設)</u> <u>(ウ)</u> マーガリンにあつては、この様式中「油脂含有率」を省略<u>すること</u>。 <u>(エ)</u> <u>上記イにおいて、輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。</u> <u>(オ)</u> <u>この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と表示することができる。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

変 更 案	現 行														
<u>応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。</u> <u>7 事業者が販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。</u> <u>8 原材料名、原料原産地名、内容量及び賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。</u> <u>9 賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</u> <u>10 この様式は、縦書きとすることができる。</u> <u>11 この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができる。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(カ) 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示場所を表示すれば、他の場所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示場所を表示すれば、賞味期限の表示場所に近接して表示することができる。</u> <u>(キ) この様式は、縦書きとすることができる。</u> <u>(ク) この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができる。</u>														
<u>様式 2</u> <table border="1" data-bbox="178 1220 743 1583"> <tr> <th colspan="2"><u>栄養成分表示</u></th></tr> <tr> <th colspan="2"><u>食品単位当たり</u></th></tr> <tr> <td><u>熱量</u></td><td><u>kcal</u></td></tr> <tr> <td><u>たんぱく質</u></td><td><u>g</u></td></tr> <tr> <td><u>脂質</u></td><td><u>g</u></td></tr> <tr> <td><u>炭水化物</u></td><td><u>g</u></td></tr> <tr> <td><u>食塩相当量</u></td><td><u>g</u></td></tr> </table> <u>(備考)</u> <u>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</u> <u>2 表示に用いる文字は、JISZ8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあっては、JISZ8305 に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。</u> <u>3 食品単位は、100g、1 食分、1 包装その他の 1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食</u>	<u>栄養成分表示</u>		<u>食品単位当たり</u>		<u>熱量</u>	<u>kcal</u>	<u>たんぱく質</u>	<u>g</u>	<u>脂質</u>	<u>g</u>	<u>炭水化物</u>	<u>g</u>	<u>食塩相当量</u>	<u>g</u>	<u>(新設)</u>
<u>栄養成分表示</u>															
<u>食品単位当たり</u>															
<u>熱量</u>	<u>kcal</u>														
<u>たんぱく質</u>	<u>g</u>														
<u>脂質</u>	<u>g</u>														
<u>炭水化物</u>	<u>g</u>														
<u>食塩相当量</u>	<u>g</u>														

変 更 案	現 行
<u>分である場合は、1食分の量を併記して表示する。</u> <u>4 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。</u> <u>5 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。</u> <u>6 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</u> <u>(削除)</u> <u>2 規約第3条第5項第1号に規定するアレルギーの表示については、食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより表示するものとする。</u> <u>3 アスパルテームを含む食品にあっては、食品表示基準第3条第2項に定めるところにより、L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示するものとする。</u> (不当表示の禁止) 第2条 次の各号に掲げる事項は、規約第5条により表示してはならない表示に該当するものとする。 (1) 客観的事実の裏付けがない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」及び「最高級」等の誇大な表現 (2) 牛や牧場の絵及びこれらによる社章 (3) マーガリン類の効能については、現在の学問上明らかにされた限度を超えて誇大な表現を用いること。 <u>(4) 単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明瞭でない表示</u>	<u>2 規約第3条第2項に規定する「マーガリン類」の文字の大きさは、前項第2号に掲げる様式の備考(イ)の規定に準ずるものとする。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (不当表示の禁止) 第2条 次の各号に掲げる事項は、規約第5条により表示してはならない表示に該当するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>

附 則

- 1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この施行規則の変更の施行の日から令和12年3月31日までに製造されるマーガリン類における原材料名に係る表示については、この施行規則の変更にかかわらず、なお従前の例による。